

○井原市工業等振興条例

平成2年3月17日条例第9号

改正

平成29年9月13日条例第16号

令和7年3月25日条例第20号

井原市工業等振興条例

井原市工業振興条例（昭和57年井原市条例第57号。以下「旧条例」という。）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市への工業等の立地を促進し、雇用機会の拡大と産業の振興を図るため必要な奨励措置を講じ、もって地域住民の生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工業等 日本標準産業分類の製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。
- (2) 事業所 前号に定める業の用に供する建物及びそれに附属する機械装置をいう。
- (3) 新設 市内に事業所を有しない者が、一定期間内に新たに事業所を設置することをいう。
- (4) 増設 市内に事業所を有する者が、一定期間内に新たに事業所を設置することをいう。

（指定）

第3条 第1条の奨励措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に指定の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、適当と認める者を指定事業者として指定する。

（届出）

第4条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第2項の規定により指定を受けた事業所（以下「指定事業所」という。）の計画を変更するとき。
- (2) 指定事業所の建設工事に着手したとき。
- (3) 指定事業所の建設工事を完了したとき。
- (4) 指定事業所の操業を開始したとき。
- (5) 指定事業所の操業を休止し、又は廃止するとき。

(奨励金)

第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により交付する奨励金の額は、指定事業所及びその敷地である土地（取得後1年以内に指定事業所の建設工事に着手した場合で、当該建物の垂直投影面積部分に限る。）に新たに賦課される固定資産税の税額に、交付申請年度から3年度間を限度とし、市長が定める率を乗じて得た額とする。ただし、指定事業者が指定の申請をした日の1年前から指定事業所で操業を開始するまでの間に市内において指定事業所の新設及び増設のため用途廃止した建物及び機械装置がある場合は、当該賦課されていた固定資産税の税額を指定事業所に新たに賦課される固定資産税の税額から減じた額とする。

(交付対象者)

第6条 奨励金の交付対象となる者は、次に該当するものとする。

- (1) 指定事業所の延べ面積が500平方メートル以上であること。
- (2) 指定事業所の取得価額が2億円以上であること。
- (3) 公害防止及び開発行為に関する法令、条例等の規制を受けるものについては関係機関と協議をし、協定等を締結していること。

(奨励金の交付申請)

第7条 指定事業者は、規則で定めるところにより、市長に奨励金の交付を申請しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより、奨励金の交付決定をするものとする。

(奨励金の支払)

第9条 指定事業者は、前条の規定による奨励金の交付の決定を受けたときは、市長に奨励金の請求をするものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、指定事業者に奨励金を支払うものとする。

(指定等の取消し)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条に規定する指定又は第8条に規定する奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 指定事業所で操業を開始後10年以内に正当な理由によることなく、指定事業所での操業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段によって指定又は奨励金の交付決定を受けたとき。
- (4) 納期限内に市税を完納しなかったとき。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により指定又は奨励金の交付決定を取り消した場合で、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めてその奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の奨励金の返還を命じられた者は、これに従わなければならない。

(加算金及び延滞金)

第12条 前条の規定により奨励金の返還を命じられた者は、奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額に対し年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 奨励金の返還及び加算金の納付をしなければならない者が、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対し年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(指定の承継)

第13条 指定事業者に相続、合併等があったときは、承継者は市長にその旨を届け出て引き続き指定を受けることができる。

(指示事項の遵守)

第14条 指定事業者は、市長が事業報告を求める等奨励金の交付に関し必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日において、旧条例の規定により既に指定事業者として指定しているものについては、従前の例による。

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の井原市工業等振興条例の規定により、既に指定事業者として指定しているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。